

主催： 鹿児島大学司法政策教育研究センター
共催： 鹿児島大学税法研究会（鳥飼塾）

I. インボイス制度導入が差し迫ってきた今、 改めて仕入税額控除について考える

II. 手続を争う

I. インボイス制度(適格請求書等保存方式)の開始があと1年余りと迫ってきました。最近ではインボイス制度の周知のため、各所でセミナーや研修会などが行われています。その中で「適格請求書等発行事業者」の適用を受けない事業者が発行する請求書等について、仕入税額控除が認められないことによる税負担の影響が大きくなることが明らかとなってきたようです。

そこで今回の研修では、「適格請求書等発行事業者」の適用を受けない事業者に係る仕入税額控除、非課税売上に係る仕入税額控除(医業や金融業など)や居住用賃貸建物に係る仕入税額控除(ムゲンエース・テート事件・ADW事件)などについて整理・考察する。

II. 税務訴訟では、手続の違法性が中々認められにくく、仮に手続の違法性が認められたとしても処分の取消しに繋がらないため、そもそも手続の違法性を主張しないことも多い。

しかし、税法の特殊性はあるにせよ、税法においても、適正手続が要請されていることは当然であり、この要請は憲法上のものなのであるから、容易に後退を許して良い話ではない。

そこで、行政法一般において重要とされる手続の履践を怠った結果なされたある処分の取消しを争った実例を基に、税法においても手続の違法性を争うべきことについて、問題提起をする。



開催日：令和4年9月10日(土)

開催時間：午後1時から午後5時まで

形式：Zoom・対面の両形式により開催

会場：鹿児島大学郡元キャンパス

法文棟2階 第1演習室

※ZOOMで参加される皆様には後程IDとPassをご連絡致します。

参加をご希望の方は下記の電子メールまたはFAXでご通知いただくか、

<https://forms.gle/2M77vq5WbFToMxh78> こちらのリンク先より申し込みください。

講師：税理士 堀ノ内康丈

弁護士 金谷比呂史

申込締切：令和4年9月7日(水)必着

問い合わせ先：鹿児島大学司法政策教育研究センター

〒890-0065鹿児島市郡元1-21-30

電話 099-285-7569/3905(担当：小塩・徳重)

FAX 099-285-7600 メール center_support@ls.kagoshima-u.ac.jp

主催：鹿児島大学司法政策教育研究センター/共催：鹿児島大学税法研究会
【I.インボイス制度導入が差し迫ってきた今、改めて仕入税額控除について考える II.手続を争う】

参加申込書

F A X送信先：099-285-7600

e-Mail：center_support@ls.kagoshima-u.ac.jp

(e-Mailの場合、下記の内容をすべてお知らせ下さい。)

氏 名

資 格 弁護士（ 期）／税理士／司法修習生／その他（_____）

所 属

参加形式 Zoom : 対面

連絡先 TEL

FAX

E-Mail _____@_____

※ 参加の可否や、ZoomのID・Passのご案内のため、少なくともTELとe-Mailは、必ずご記入下さい。

【開催日】令和4年9月10日（土）

【時間】午後1時から午後5時まで

【形式】Zoom・対面の両形式により開催

【会場】鹿児島大学郡元キャンパス

法文棟2階 第1演習室

【講師】税理士 堀ノ内康丈

弁護士 金谷比呂史

【申込締切】令和4年9月7日（水）必着